

大槌町地場産業拡大支援施設整備補助金交付要綱

令和4年8月1日

(交付の目的)

第1条 大槌町は、地場産業の拡大と新たな産業の創出を支援し、定住の促進と就業機会の確保を図り、まちの特産品を創出することを目的とし、大槌町内において、新たに施設整備を行う者に対し、大槌町補助金交付規則（昭和38年大槌町規則第12号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全ての要件に該当する者とする。

- (1) 次の全ての条件を満たした施設を新たに整備する者。
 - ア まちの特産品となりうる生産物の生産、加工、販売などの施設整備であること。
 - イ 施設整備費（投下固定資産投資額）が5,000万円以上であること。
- (2) 住所地の市区町村税等の滞納がないこと。なお、申請日以前1年以内に町内に転入した者にあつては旧住所地の市区町村税等についても滞納がない者。
- (3) 次に掲げる者でない者。
 - ア 個人にあつては、当該事業者が大槌町暴力団排除条例（平成27年大槌町条例第38号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員である者。
 - イ 会社にあつては、条例第2条第2号に規定する暴力団又は当該会社の役員が同条第3号に規定する暴力団員である者。
 - ウ 施設の整備にあたり国及び県並びに他団体からの補助金が交付対象経費の4分の3以上に相当する額を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、実施しようとする事業が次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除くものとする。

- (1) 事業所等が町内での移転と認められる者。
- (2) 反社会的な活動を行う者その他の社会通念に照らし補助することが不適當である者。
- (3) その他大槌町長（以下「町長」という。）が適切でないと認める者。

(補助金額)

第3条 交付対象経費及び補助金額は、別表第1のとおりとする。

(補助金交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大槌町地場産業
拡大支援施設整備補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付し、町長に提出しな
ければならない。

- 2 申請者は、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額（補助の対象となる経費に含まれ
る消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定
する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25
年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて
得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時にお
いて当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。
（補助金の交付決定等）

第5条 町長は、前条第1項に規定する申請に係る書類の審査会を開催し、必要に応じて行
う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付
決定をするものとする。なお、審査会については別に定めるものとする。

- 2 町長は、前項の交付決定をする場合において、次に掲げる事項を条件として交付するも
のとする。
 - (1) 補助金により取得した資産を町長の承認を受けて処分した場合において相当の収
入があったときは、その収入の全部又は一部を大槌町に納付させることがあること。
 - (2) 補助金により取得した資産は、事業完了後も善良な管理者の注意をもって管理する
とともに、その効率的な運用又は運営を図らなければならないこと。
 - (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を
補助事業終了の翌年度（補助事業終了の日後の4月1日から翌年3月末日までの期間を
いう。以下同じ。）から起算して5年間保管しておかなければならないこと。
 - (4) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

3 町長は、交付決定等の内容及びこれに付した条件を、大槌町地場産業拡大支援施設整備
補助金交付（変更）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
（申請の取下げ）

第6条 前条第3項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該
通知に係る交付決定の内容に不服があるときは、当該通知を受け取った日から起算して15
日以内に申請の取下げをすることができる。ただし、町長が特に必要と認めるときは、こ
の期日を延長することができる。

- 2 前項の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(変更の申請)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容又は金額の変更(別表第2に定める軽微な変更を除く。)を行おうとするときは、大槌町地場産業拡大支援施設整備補助金に係る変更交付申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請について変更すべきものと認めたときは、その旨を第5条第3項の規定に準じて通知するものとする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第8条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止を行おうとするときは、その旨を記載した申請書を、事業を中止又は廃止しようとする日の20日前までに町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、申請事項を承認し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(実績報告等)

第9条 補助事業者は、補助事業が終了したときは、大槌町地場産業拡大支援施設整備補助金実績報告書(様式第4号)を、速やかに町長に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書きの規定により、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請していない場合で、前項の規定により実績を報告した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が確定したときには、その金額(第4条第2項本文の規定により減額して申請した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

3 前項の規定による報告は、仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第5号)により第1項の規定による実績報告をした年度の3月31日までに行うものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の実績報告等があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大槌町地場産業拡大支援施設整備補助金額確定通知書(様式第6号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第11条 補助事業者は、前項の規定による通知を受けた後、大槌町地場産業拡大支援施設整

備補助金請求書（様式第7号）を町長に提出し、町長は速やかに補助金を交付するものとする。

（前金払の特例）

第12条 町長は、特に必要と認めたときは交付決定額の6割以内において、補助金の前金払をすることができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、大槌町地場産業拡大支援施設整備補助金前金払請求書（様式第8号）に關係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 町長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（1） 補助金を他の用途に使用したとき。

（2） 虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、補助事業に関して、規則若しくはこの要綱の規定に基づく町長の指示又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

2 町長は、前項の規定による取消しの決定を行った場合には、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 町長は、前条第1項の規定により取消しを決定した場合又は第8条第2項の規定により廃止を承認した場合において、当該取消し又は廃止に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の翌日から起算して15日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 町長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前項の期限を延長することができる。

（延滞金）

第15条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、当該未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付額を控除した額）に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を町に納付しなければならない。

（財産の処分の制限）

第16条 補助事業者は、補助事業により取得した資産を補助金の交付の目的に反して使用、

譲渡、交換、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄する場合には、あらかじめ、大槌町地場産業拡大支援施設整備補助金に係る取得財産等の処分承認申請書（様式第9号）により、町長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して町長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

2 町長は、第1項に規定する申請について承認すべきものと認めるときは、大槌町地場産業拡大支援施設整備補助金に係る取得財産等の処分承認通知書（様式第10号）により、申請者に通知するものとする。

（立入検査等）

第17条 町長は、予算の執行を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所及び事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（その他必要な事項）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、交付の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

<p>交付対象経費</p>	<p>次の①から③に該当する経費とする。</p> <p>① 施設整備費 （新たに施設等を建設するのに要する経費であり、実施設計に係る設計費を含む。）</p> <p>② 内装・設備施工工事費 （建物付属設備及びこれらと一体的に行う環境整備に要する経費で、資産として計上するもの。）</p> <p>③ 備品費 （汎用性が高いものは除く）</p>
<p>補助金額</p>	<p>交付対象経費の4分の1以内に相当する額とし、その額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。</p>
<p>補助限度額</p>	<p>1 事業者あたりの補助上限額は、下記のとおり</p> <p>① 農業（施設園芸及び植物工場）、水産業（水産養殖業） （上限 2億円）</p> <p>② 大槌町の特産品を生産する製造業（食品製造・食品加工） （上限 2億円）</p> <p>③ 製造業、ソフトウェア （上限 1億5千万円）</p>

別表第2（第7条関係） 軽微な変更

<p>軽微な変更の範囲</p>	<p>1割を超えない範囲における交付決定額の減額変更であって、事業計画の大幅な変更がないもの</p>
-----------------	--